

## 「イミシアホス」「サフルフェナシル」「チフルザミド」及び「レピメクチン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

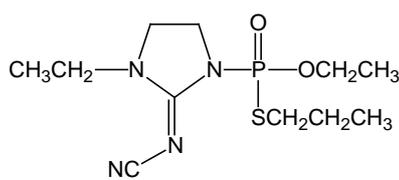
1. イミシアホス（農薬）
2. サフルフェナシル（農薬）
3. チフルザミド（農薬）
4. レピメクチン（農薬）

## イミシアホス

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年6月9日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	イミシアホス (Imicyafos)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系の殺線虫剤である。線虫に対する作用機序は解明されていないが、その構造からコリンエステラーゼを阻害することにより、殺線虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: だいこん、なす、ばれいしょ等 今回、きゅうり、ピーマン、すいか等への適用拡大申請 使用方法: 全面土壌混和等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成18年9月4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年11月13日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成24年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年11月12日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0005 mg/kg 体重/day	

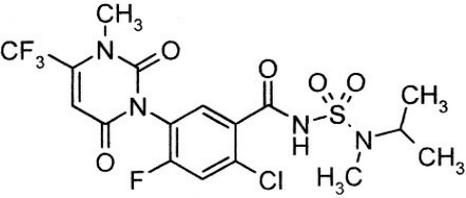
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# サフルフェナシル

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年6月19日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	サフルフェナシル (Saflufenacil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホニルアミド系の除草剤である。葉緑体中のクロロフィル生合成経路における酵素の働きを抑制することにより、雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録はなされていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定の必要なし
	国際基準	穀類、とうもろこし、なたね、畜産物等
	諸外国	米国基準: 穀類、豆类、ぶどう、畜産物等 カナダ基準: 豆类、なたね、畜産物等 EU基準: 豆类、なたね、畜産物等 豪州基準: 穀類、豆类、畜産物等 ニュージーランド基準: とうもろこし、畜産物等
		インポートトレランス要請: 大麦、さとうきび等 (米国)
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成22年9月9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年11月10日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成24年1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年6月22日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.009 mg/kg 体重/日</p>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# チフルザミド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年6月24日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	チフルザミド(Thifluzamide)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	酸アミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内のコハク酸脱水素酵素を阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲 今回、ばれいしょ、てんさい等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド*: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成22年8月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月1日 食品健康影響評価結果通知を受理 $ADI = 0.014 \text{ mg/kg 体重/day}$	

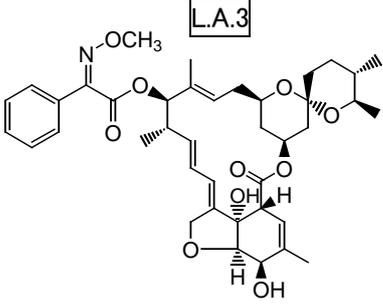
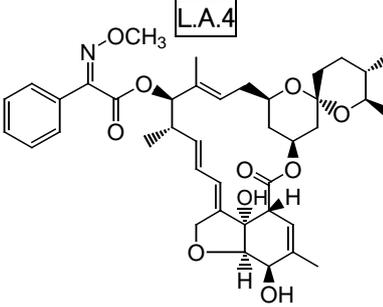
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# レピメクチン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年6月24日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	レピメクチン(Lepimectin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	マクロライド系の殺虫剤である。昆虫等の神経系の塩素イオンチャンネルに作用するにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: トマト、なす等 今回、すいか、たまねぎ等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド*: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成19年3月5日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成21年3月26日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成23年3月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年2月16日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成26年1月30日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年4月22日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.02 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【イミシアホス】

・作物残留試験

【サフルフェナシル】

・家畜残留試験

・作物残留試験

【チフルザミド】

・作物残留試験

【レピメクチン】

・作物残留試験